

令和4年度事業報告書

2019年12月の新型コロナウイルス第1例が中国で報告されて以来、3年目となった令和4年度は、2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻がその後も続き、人物交流事業による海外研修・訪日研修は延期のままとなった。また、海外活動支援事業については、海外派遣専門家等への新規赴任業務、本邦滞在支援業務などにより、例年通りの事業規模となった。

定款に沿って事業展開を以下、報告する。

1. 諸外国の研修団等招聘、邦人の海外研修等派遣事業 (定款第4条、第1項の事業)

1985年創設以来、36回目となる自主事業「ジュニア大使友情使節団」(訪問先の政府機関等の後援・協賛)の海外派遣事業は、対象を小学校5年以上20歳未満の児童、生徒、学生(班によって異なる)とし、国際研修と友情交流を主たる目的としているが、この3年間は、既述の通り延期した。

また、海外の団体等からの依頼による、人物交流・国際協力を目的とした訪日グループに対する日本紹介研修・日本語研修・視察等を提供する事業も、中止もしくは延期とし、来年度に実施をするべく、その準備を行った。

2. 諸外国の国際理解促進を目的とした公益団体とともに、日本と諸外国との友好を促進する事業

(定款第4条、第1項の事業)

当協会内に、2006年10月より設置している、アジア・太平洋国会議員連合(APPU)中央事務局ならびに日本議員団事務局では、加盟国や日本議員団団員からの問い合わせに随時、対応した。10月13日・14日両日には、キリバス共和国・議員団主催の第51回総会をオンライン形式で実施し、中央事務局ならびに日本議員団として、キリバス議員団の総会運営を支援し、両日の総会は成功裏に終了した。

一方、ロシア連邦・独立非営利法人との契約により、当協会職員が同団体に出向し、日本とロシアとの友好・経済協力促進を図る業務は、日本政府の方針に沿って、関連業務を行った。

3. 行政機関等からの受託事業 (定款第4条、第1項の事業)

外務省の人物交流・企画招請事業は当年度も中止となり、過去の当該事業参加者等と折々連絡を取り合い、当協会機関紙や広報サイトに交流のその後を報告した。

また、独立行政法人国際交流基金の令和4年度「日本語専門家等の派遣事業にかかわる事務業務」は、業務形式の変更に都度対応し、海外に赴任する日本語専門家等、のべ計242名に対し、赴任・帰任、本邦・現地滞在中の諸手続きを行った。

4. 諸外国と日本との国際交流促進事業 (定款第4条、第1項および第3項の事業)

既述の通り、来日外国人に対する日本文化紹介や日本語・日本事情研修の実施はできなかったが、医療関係者などに国際交流に関する講義を実施した。

5. 調査・収集事業

(定款第 4 条、第 2 項の事業)

海外の事業関連先等と連絡をとり、現状の把握や今後の交流事業の可能性につき、情報収集した。

6. 広報誌の発行

(定款第 4 条、第 4 項の事業)

国際交流誌として、『the COMMUNICATOR』を毎月発行し、さまざまな機関で国際交流・協力活動に携わっている方々ならびに国際社会に強い関心を寄せる方々に情報を伝えるとともに、情報や意見聴取を行い、多様な繋がり形成を計った。

また、2019年6月に当協会設立50周年を記念し発行した、『the COMMUNICATOR』巻頭インタビュー記事60点を収録する『私と国際交流—インタビュー集』の販売促進、広報を行った。

以上